

# 町民課だより

## 国民健康保険係からのお知らせ

### 人間ドックのご案内

いの町国民健康保険の加入者を対象に「人間ドック」を実施しています。日ごろから健康管理を行い、健診を受けることで生活習慣病をはじめ各種疾病の早期発見、早期治療を行うことができます。

※「肝炎ウイルス検査」については、希望者のみ追加できます。

○募集人員 150人(先着順)

○募集期間

12月26日(水)まで

○実施場所 仁淀病院

○実施期間

平成20年3月31日(月)まで

○自己負担金 3,150円

○対象者

いの町国民健康保険加入者  
で平成19年度中に30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳になる方で、国民健康保険税の滞納のない世帯の方

○申込先 町民課

☎ 893-1117

## 限度額適用認定証の交付申請について

平成19年4月から70歳未満の方が入院し医療費が高額になった場合、「限度額適用認定証」を医療機関に提示しますと窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。必要な方は「限度額適用認定証」の交付を受けてください。自己負担限度額は所得区分によって、A(世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得が60万円を超える上位所得者)・B(一般)・C(住民税非課税世帯)があります。国民健康保険税の滞納がある場合は

所得区分	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (4回目から)※
A (上位所得者)	150,000+ (総医療費-500,000円) ×1%	83,400円
B (一般)	80,100+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
C (住民税 非課税世帯)	35,400円	24,600円

※同じ世帯で過去12カ月以内に3回以上高額療養費が支給されているときは4回目から上記のとおりになります。

認定を受けることができません。差額ベッド料などの保険診療の対象にならないものは該当になりません。食事代の標準負担額減額認定証は別途申請手続きが必要です。

## 児童手当制度の改正について

平成19年4月から子育てを行う家庭の経済的な負担軽減を図ることを目的に3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の金額が一律一万円になりました。この改正に伴う手続きは不要です。平成16年4月1日以降に生まれた第1子、第2子については自動的に増額処理され、3歳の誕生日の翌月分から自動的に五千元に減額処理されます。

3歳以上の児童の養育者に対する児童手当第1子、第2子月額五千円、第3子以降一万円については現行どおりです。

## 児童手当現況届の提出について

現在児童手当を受給されている方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。用紙は町民課、吾北・本川各総合支所

にあります。次のものを必ずご持参ください。

※認印

※受給者(保護者)の健康保険被保険者証(写)又は年金加入証明書

国民年金加入の方は必要ありません。

※所得・課税証明書

今年の1月1日についての町に住民登録の無かった方が対象です。

注意事項

○出張所では受付を行いません。

○郵送での受付はできません。

○現況届の提出をされない場合は、6月分以降の手当が支給できません。

○昨年度却下になった方も新たに認定請求書の提出を行ってください。

受付期間 6月14日(木)～6月29日(金)

## 母子家庭医療費受給者証更新・申請について

毎年6月は母子家庭医療費受給者証の更新の時期です。

受給者の方がお持ちの受給者証は、有効期限が6月末までとなっていますので、更新の

手続きをお願いします。

また、昨年却下になった方も対象となる場合がありますので、申請を行ってください。次のものを必ずご持参ください。

※認印

※健康保険証

※受給者証(新たに申請される方は必要ありません。)

注意事項

○確認事項がありますので、出張所・郵送では受付できません。

○受給者証は申請月の翌月から有効となりますので、必ず6月中に更新の手続きをしてください。

○保険証をお持ちでない方は、受給者証は発行できません。

受付期間 6月1日(金)～6月29日(金)

受付、申請場所

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

※土・日曜日は受付を行いません。